

前橋市障害者福祉計画（第3次）策定懇話会設置要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、前橋市障害者福祉計画（第3次）策定委員会設置要綱（平成27年6月 日伺定め）第8条の規定により、前橋市障害者福祉計画（第3次）策定懇話会（以下「懇話会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（協議事項）

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 前橋市障害者福祉計画（第3次）案に関する事項
- (2) その他前橋市障害者福祉計画（第3次）策定委員会が必要と認める事項

（組織）

第3条 懇話会は、委員21人以内をもって組織する。

2 懇話会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 前橋市社会福祉審議会（障害者福祉専門分科会）委員
- (2) 障害者関係団体を代表する者
- (3) 相談支援事業者
- (4) 障害者福祉に関係する団体又は機関を代表する者（第1号に掲げる者を除く。）
- (5) 学識経験者
- (6) 公募による者
- (7) その他市長が必要と認める者

（会長及び副会長）

第4条 懇話会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 懇話会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、事案に関係する者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

（事務局）

第6条 懇話会の事務局は、福祉部障害福祉課に置く。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年6月18日から施行する。

2 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。